**瀬戸内・松山ツーリズム推進会議　旅行商品造成助成金【概要】**

１．目的

瀬戸内・松山地域（松山市・広島市・呉市・廿日市市）の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品の造成を促進するため、予算の範囲内において、旅行業者に対して助成金の交付を行う。

２．対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に基づく登録を受けた旅行業者とする。

３．対象商品

　　以下の条件を満たす、２０２１年４月１日以降出発の募集型企画旅行とする。

　　(1) 瀬戸内・松山地域での宿泊と交通サービスを伴う商品であること。

※但し、必ず松山市内での宿泊を伴うこと。

(2) パンフレット・ウェブサイト等の情報発信手法・規模の集客宣伝効果が高いと認められること。

(3) 瀬戸内・松山地域の各市への送客人数、延べ宿泊数の実績報告が可能であること。

(4) 次に該当しないもの

　　ア　企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの

（宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの）

　　イ　パンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文言、写真等が記載・掲載されていないもの

　　ウ　その他、会長が不適当と認めるもの

４．助成の制限

　　１造成箇所（１つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、上期（４～９月）、下期（１０月～３月）ごとに１旅行商品を原則とする。

５．助成上限額等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 送客実績額 | 大規模送客加算 | 松山＋広島地域宿泊加算※¹ | 航路利用加算額※² | JR路線利用加算額※³ | 近隣県加算※⁴ | 地域周遊加算※⁵ | テーマ加算額※⁶ | 半期ごとの助成金上限額（加算含む） |
| 送客人泊数×500円※上限200,000円 | 上限100,000円 | 30,000円 | 25,000円 | 25,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 80,000円 | 500,000円（年間1,000,000円） |

　※¹広島地域とは、広島市・呉市・廿日市市をいう。

　※²広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路を含む旅行商品に加算する額

※³ＪＲ西日本・ＪＲ四国の鉄道路線を含む旅行商品に加算する額

※⁴造成した旅行商品の出発地が中四国、福岡、大分のいずれかであるものに加算する額

※⁵中島、興居島、鹿島、北条地区、三津浜地区のいずれかの地区を集客媒体の一部で紹介しているもの、または旅行商品の行程に組み込んでいるものに加算する額

※⁶「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容の旅行商品で、集客媒体にモデルコースを掲載しているものに加算する額。ただし、集客媒体が瀬戸内・松山地域のみの場合は８万円、瀬戸内・松山地域以外の地域を含む場合は３万円とする。また、集客媒体がＷＥＢの場合は、初回申請のみの適用とし、以降の適用はないものとする。